



山形県公報

平成28年5月27日(金)
第2749号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……644
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……645
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……646
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……647
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……650
- 土地改良事業の計画変更の認可……………( 同 ) ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(林業振興課) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会 計 局) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………651

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………(危機管理課) ……652
- 平成28年度山形県の特定役務(建設工事)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(建設企画課) ……653
- 一般競争入札の公告……………(建築住宅課) ……655
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……659
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……663

## 告 示

### 山形県告示第542号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成28年6月3日山形市に招集する。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 株式会社リリーフ           | オールケア山形<br>山形市西田三丁目3番15号   | 訪 問 看 護 | 平成28. 4. 27 |
| 株式会社MANA           | MANA訪問介護事業所<br>山形市桜田南2番24号 | 訪 問 介 護 | 同           |

### 山形県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 合同会社一会         | 居宅介護支援事業所わが家<br>山形市荒楯町二丁目9番7号  | 居 宅 介 護 支 援 | 平成28. 4. 25 |
| 社会福祉法人羽陽の里     | 居宅介護支援事業所たかだま<br>天童市大字清池1559番1 | 居 宅 介 護 支 援 | 同 4. 26     |

### 山形県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------|----------|-------------|
| 株式会社リリーフ             | オールケア山形<br>山形市西田三丁目3番15号   | 介護予防訪問看護 | 平成28. 4. 27 |
| 株式会社MANA             | MANA訪問介護事業所<br>山形市桜田南2番24号 | 介護予防訪問介護 | 同           |

**山形県告示第546号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|-----------------------------|---------|-------------|
| 株式会社エスケアサービス       | 株式会社エスケアサービス<br>山形市桜田南2番24号 | 訪 問 介 護 | 平成28. 4. 30 |

**山形県告示第547号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|-----------------------------|----------|-------------|
| 株式会社エスケアサービス         | 株式会社エスケアサービス<br>山形市桜田南2番24号 | 介護予防訪問介護 | 平成28. 4. 30 |

**山形県告示第548号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑町4-31      | グループホーム支援センター天花<br>天童市老野森二丁目10番12号 | 共 同 生 活 援 助 | 平成28. 4. 27 |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑町4-31      | ぶどうの木ショートステイサービス<br>天童市老野森二丁目10番9号 | 短 期 入 所     | 同 4. 28     |

**山形県告示第549号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 東青田なりはら歯科医院       | 山形市東青田三丁目7番20号      | 平成28. 4. 1 |

## 山形県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|-----------|-----------------|-------------|
| なりはら歯科医院  | 山形市陣場新田日渡579番地3 | 平成28. 3. 31 |

## 山形県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|---------------|------------------|------------------|------------|
| 庄内訪問介護事業所 さずな | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 東田川郡庄内町余目字猿田7番地2 | 平成28. 3. 1 |

## 山形県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
認知症対応型共同生活介護グループホームもも太郎さん米沢  
米沢市通町五丁目3番46号
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称                  |                             | 変更年月日       |
|----------------------------|-----------------------------|-------------|
| 変更前                        | 変更後                         |             |
| 痴呆対応型共同生活介護グループホームもも太郎さん米沢 | 認知症対応型共同生活介護グループホームもも太郎さん米沢 | 平成26. 3. 16 |

## 山形県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
居宅介護支援事業所 榎の木  
酒田市こあら二丁目4番地の6
- 2 変更の内容

| 指定介護機関の名称    |               | 変更年月日      |
|--------------|---------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後         |            |
| 居宅介護支援事業所 眺海 | 居宅介護支援事業所 榎の木 | 平成28. 4. 1 |

| 指定介護機関の所在地    |                | 変更年月日      |
|---------------|----------------|------------|
| 変 更 前         | 変 更 後          |            |
| 酒田市山寺字宅地159番地 | 酒田市こあら二丁目4番地の6 | 平成28. 4. 1 |

## 山形県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日       |
|-----------|---------------|----------------|-------------|
| コンフォート榎の木 | 居 宅 介 護 支 援   | 酒田市こあら二丁目4番地の6 | 平成28. 3. 31 |

## 山形県告示第555号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成28年5月19日次のとおり通知があった。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件  
夏季一時金等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成28年6月1日以降事件解決の日まで
- 3 場 所  
庄内医療生活協同組合  
鶴岡協立病院  
庄内医療生活協同組合

鶴岡市文園町9番34号

|                           |   |                    |
|---------------------------|---|--------------------|
| 介護療養型老人保健施設せせらぎ           | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 鶴岡協立病院附属クリニック             | 同 | 11番3号              |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 本部                        | 同 | 双葉町13番45号          |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 総合介護センターふたば               | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 協立ショートステイセンターふたば          | 同 | 日枝字海老島64番地         |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 訪問看護ステーションきずな             | 同 | 159番地1             |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 協立歯科クリニック                 | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 鶴岡協立リハビリテーション病院           | 同 | 上山添字神明前38番地        |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| サポートセンターあさひ               | 同 | 熊出字日鐘31番地3         |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 協立大山診療所                   | 同 | 大山二丁目26番3号         |
| 庄内医療生活協同組合                |   |                    |
| 協立三川診療所                   |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）    |   | 鶴岡市民田字代家田100番地1    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション） | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）      | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| デイサービスかけはし                | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| グループホームかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| 山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| ショートステイかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| 特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 99番地1              |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |                    |
| ショートステイかけはし2号館            | 同 |                    |
| 医療法人健友会                   |   |                    |
| 訪問看護ステーションかがやき            |   | 酒田市中町三丁目3番18号      |
| 医療法人健友会                   |   |                    |
| 認知症対応型通所介護施設「楽楽」          | 同 |                    |
| 医療法人健友会                   |   |                    |
| 介護予防特化型通所介護あゆみ            | 同 |                    |
| 医療法人健友会                   |   |                    |
| のぞみ診療所                    | 同 | 4番12号              |
| 医療法人健友会                   |   |                    |
| 本間病院                      | 同 | 5番23号              |
| 医療法人健友会                   |   |                    |

|                                |   |                    |
|--------------------------------|---|--------------------|
| 本間病院居宅介護支援事業所                  | 同 |                    |
| 医療法人健友会                        |   |                    |
| 介護老人保健施設ひだまり                   | 同 |                    |
| 医療法人健友会                        |   |                    |
| 酒田市地域包括支援センターなかまち              | 同 |                    |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構            |   |                    |
| 日本海総合病院                        | 同 | あきほ町30番地           |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構            |   |                    |
| 日本海総合病院酒田医療センター                | 同 | 千石町二丁目3番20号        |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会                  |   |                    |
| 山形済生病院                         |   | 山形市沖町79番地1         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院                 |   |                    |
| 小白川至誠堂病院                       | 同 | 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂総合病院                        | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス              | 同 | 旅籠町一丁目7番23号        |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂ホームヘルパーステーション               | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂ケアプランセンターみらい                | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| わかばクリニック                       | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 地域包括支援センターかがやき                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 介護療養型老人保健施設木の実                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち      | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂とかみクリニック                    | 同 | 富神前48番地5           |
| 医療法人社団松柏会                      |   |                    |
| 至誠堂総合病院附属中山診療所                 |   | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会                      |   |                    |
| 篠田総合病院                         |   | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会                      |   |                    |
| 千歳篠田病院                         | 同 | 長町二丁目10番56号        |
| 医療法人篠田好生会                      |   |                    |
| 天童温泉篠田病院                       |   | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会                     |   |                    |
| 山形さくら町病院                       |   | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会                     |   |                    |
| 上山病院                           |   | 上市市金谷字下河原1370番地    |

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

**山形県告示第556号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1
- 3 認可年月日  
平成28年5月17日

**山形県告示第557号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
最上川中流土地改良区
- 2 認可年月日  
平成28年5月13日

**山形県告示第558号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第559号**

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成28年6月1日から施行する。ただし、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。



別記様式第5号の備考第4項中「2,500万円」を「3,500万円」に、「5,000万円」を「7,000万円」に改める。

### 教育委員会関係

#### 告 示

##### 山形県教育委員会告示第15号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成28年5月27日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成28年5月31日（火） 午後2時15分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題
  - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (2) 山形県社会教育委員の委嘱（任命）に係る臨時専決処理の承認について
  - (3) 山形県図書館協議会委員の解任及び任命について
  - (4) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

##### 山形県選挙管理委員会告示第21号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中 「医療法人二本松会 山形さくら町病院」を  
 「社会医療法人二本松会山形さくら町病院」に、  
 「医療法人二本松会 上山病院  
 山形県立総合療育訓練センター  
 医療法人社団みゆき会 みゆき会病院」を  
 「社会医療法人二本松会上山病院  
 山形県立こども医療療育センター  
 みゆき会病院」に、  
 「医療法人社団公德会 佐藤病院」を  
 「佐藤病院」に改め、2 老人ホームの項の表中  
 「 〃 大字松原1911番地4（95-1）」を  
 「 〃 みはらしの丘四丁目15番地3」に改める。

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成28年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習の種別

#### (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

#### (2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

#### (3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### 2 講習の日時及び場所

#### (1) 給油取扱所講習

| 日 時                  | 場 所     |
|----------------------|---------|
| 平成28年 8月26日（金）午前9時から | 東田川郡三川町 |
| 同 9月8日（木）午後1時30分から   | 長 井 市   |
| 同 9月16日（金）午前9時から     | 米 沢 市   |
| 同 9月28日（水）午後1時30分から  | 山 形 市   |
| 同 10月18日（火）同         | 村 山 市   |
| 同 10月21日（金）午前9時から    | 寒河江市    |
| 同 10月24日（月）午後1時30分から | 東田川郡三川町 |
| 同 10月28日（金）午前9時から    | 新 庄 市   |
| 同 11月30日（水）同         | 山 形 市   |

#### (2) 石油コンビナート講習

| 日 時                     | 場 所   |
|-------------------------|-------|
| 平成28年 8月24日（水）午後1時30分から | 酒 田 市 |

## (3) 一般講習

| 日 時                    | 場 所     |
|------------------------|---------|
| 平成28年8月25日（木）午後1時30分から | 東田川郡三川町 |
| 同 9月9日（金）午前9時から        | 長井市     |
| 同 9月15日（木）午後1時30分から    | 米沢市     |
| 同 9月27日（火）同            | 山形市     |
| 同 9月28日（水）午前9時から       | 同       |
| 同 10月6日（木）午後1時30分から    | 東田川郡三川町 |
| 同 10月7日（金）午前9時から       | 同       |
| 同 10月18日（火）同           | 村山市     |
| 同 10月21日（金）午後1時30分から   | 寒河江市    |
| 同 10月25日（火）午前9時から      | 東田川郡三川町 |
| 同 10月27日（木）午後1時30分から   | 新庄市     |
| 同 11月24日（木）同           | 米沢市     |
| 同 11月25日（金）午前9時から      | 同       |
| 同 11月30日（水）午後1時30分から   | 山形市     |

## 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

## 4 受講手続

受講申請書を平成28年6月27日（月）から同年7月21日（木）までに、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防保安担当（電話023(630)2228）又は山形県危険物安全協会連合会（電話023(632)5744）に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成28年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成29年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に建築一式工事の資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調達する特定役務の種類

建築一式工事

## 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、建築一式工事について、850点以上であること。

## 3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

## (1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。

イ 暴力団排除に関する誓約書

ロ 総合評定値を記載した書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ハ 印鑑証明書

ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあつては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあつては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの）

ホ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）

ヘ 競争入札参加資格変更届（総合評定値通知書の内容と現況が異なる場合に添付すること。）

ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）

## (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)のイからトまでに掲げる書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成29年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事の調達について、一般競争入札（標準型総合評価落札方式）を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札書の受付期間、開札の日時及び開札の場所等

(1) 入札書の受付期間 平成28年7月26日（火）から同月28日（木）まで

(2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

(3) 書面による入札

イ 入札への参加を希望する者で電子入札システムによる入札によりがたいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を平成28年7月28日（木）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(5) 開札の日時 平成28年7月29日（金）午前10時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 山形市双葉町地内

(3) 工事の概要 建築一式工事

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造  
地上5階地下1階建て、延べ床面積15,796.28平方メートル

(4) 工 期 平成31年3月29日（金）まで

(5) 予 定 価 格 5,996,978,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(6) そ の 他 この入札は、入札時に価格（入札書に記載された金額をいう。以下同じ。）と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式により行う。詳細は、この公告及び入札説明書のほか、山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱による。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 平成28年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年5月27日付け県公報第2749号）により公示された資格を有する者3者又は4者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。

(2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。

ロ 出資比率は、3者の場合にあつては20パーセント以上、4者の場合にあつては15パーセント以上であること。

ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に建築一式工事の資格者として登録されていること。

ホ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。

ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。

リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

(4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

ロ 平成13年4月以降に国、地方公共団体、公社又は公団等（以下「国等」という。）が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の劇場、ホール等の固定客席を有する文化施設で、一棟の延べ床面積が7,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請け（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が65点以上のものに限る。

ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。

(イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ハ) 平成13年4月以降に国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の劇場、ホール等の固定客席を有する文化施設で、一棟の延べ床面積が7,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、ロの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が70点以上のものに限る。

ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、建築一式工事について、1,500点以上であること。

(5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 平成13年4月以降に国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が65点以上のものに限る。

ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ハ) 平成13年4月以降に国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、イの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が70点以上のものに限る。

ハ 総合評定値が、建築一式工事について、850点以上であること。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

対象工事は、山形駅西口に本県の優れた文化と産業を総合的に発信・体感できる機能を有するやまがた創生

地域活性化拠点施設を新築する工事である。鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造地上5階地下1階建て延べ床面積15,796.28平方メートルを新築する。

本計画建築物は、鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造の大規模かつ大空間のホールを有する建築物であり、長寿命化を図る上でも構造体の品質確保は大きな課題である。このことから、コンクリートの品質管理の技術的配慮が必要である。

また、工事箇所は山形駅の西口に位置し、線路に近接する特徴的な場所である。さらに、市の文化施設「山形テルサ」に隣接し、周辺にはマンション、中学校、ビジネスホテル、商業施設等が集積する市街地である。このため、工事箇所周辺の生活環境及び周辺住民、通勤通学者等の安全対策並びに当該施設の建設工事に対する理解の促進が併せて必要となる。

以上のように、対象工事は技術的課題があり、技術的工夫の余地が大きく、かつ、特別な施工技術を要する工事であることから、対象工事特有の技術的課題の解決に資する技術提案を求め、その提案内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

イ 技術提案に関する評価

(イ) 評価項目

評価項目は次の表の左欄に掲げる項目とし、標準案と異なる施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を、中欄に掲げる提案項目ごとに求めるものとする。

| 評価項目            | 提案項目                                                                                                                                                                                                     | 配点 | 加算点          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------|
| ① 工事目的物の性能・機能   | 大規模かつ大空間のホールを有する公共建築物であり、長寿命化が求められる建築物であるため、これらについてのコンクリートの品質管理に関する具体的な対策を求める。<br>密実なコンクリートの打設方法、ひび割れの抑制対策を含め、合計5項目の提案を求める。                                                                              | 20 | (ハ) の評価基準による |
| ② 安全対策及び環境対策    | 周辺住民や往来者等の安全を確保するため、近隣の交通状況、隣接施設でのイベント等も踏まえた具体的な安全対策を求める。<br>また、山形駅、マンション、学校、ホテル等が集積する工事箇所の特殊性に配慮する必要があるため、騒音・振動の防止・低減等に関する具体的な対策を併せて求める。<br>これらについて、工事車両の通行経路、現場内における騒音・振動の防止策又は低減策を含め、合計5項目の提案を求める。    | 10 |              |
| ③ 工事についての効果的な広報 | 交通機関の要で来県者への顔となる山形駅に近接する工事箇所であり、対象工事は社会的な関心が高く、工事に関する情報を広く発信するための効果的な広報について提案を求める。<br>また、周辺住民等の理解を得ながら工事を円滑に進めるための具体的方策の提案を併せて求める。<br>これらについて、工事の進捗状況等の効果的な広報の方法、周辺住民に対する工事に係る連絡事項の周知方法を含め、合計3項目の提案を求める。 | 6  |              |

備考 次の各号に該当する場合、当該評価項目についての評価点は0点とする。

(1) 評価項目の①において、次のいずれかに該当する場合

- a 提案項目数は5項目に限るものとし、これを超える数の提案があったとき。
- b 次の必須提案項目に係る提案がないとき。
  - (a) 密実なコンクリートの打設方法
  - (b) ひび割れの抑制対策

(2) 評価項目の②において、次のいずれかに該当する場合

- a 提案項目数は5項目に限るものとし、これを超える数の提案があったとき。
- b 次の必須提案項目に係る提案がないとき。
  - (a) 工事車両の通行経路
  - (b) 現場内における騒音・振動の防止策又は低減策

(3) 評価項目の③において、次のいずれかに該当する場合

- a 提案項目数は3項目に限るものとし、これを超える数の提案があったとき。
- b 次の必須提案項目に係る提案がないとき。
  - (a) 工事の進捗状況等の効果的な広報の方法
  - (b) 周辺住民に対する工事に係る連絡事項の周知方法

(㍑) 要求要件

技術提案については、次に掲げる最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）を満たすものであること。

- a 関係法令を遵守すること。
- b 設計図書に定められた施工方法及び品質管理方法を満たしていること。

(㍒) 評価基準

a 標準点

要求要件の全てを満たしている者に、標準点100点を与える。

b 加算点

イ(イ)の評価項目の①から③までごとに評価を行い、加算点（最大36点）を与える。なお、技術提案に関する評価方法は、入札説明書による。

ロ 評価値の算出式

入札価格、技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係るイ(ハ) a の標準点（100点）、イ(ハ) b の加算点（最大36点）及び品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）（15点）の合計を当該入札者の入札価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値（ただし、10の(4)により山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用することにより、入札価格が低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、イ(ハ) a の標準点及びイ(ハ) b の加算点の合計を調査基準価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 入札参加資格の欠格

技術提案書を提出しない者、指定された評価項目の記載をしない者及び虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

- イ 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
- ロ 技術提案について、要求要件の全てを満たしていること。
- ハ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当  
電話番号023(630)2763

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、5に掲げる場所に持参するものとする。

- イ 申請書
- ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハに係る総合評定値通知書の写し
- ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イに係る施工実績を証する書類
- ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類
- ホ 特定共同企業体の協定書の写し
- ヘ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し
- ト 技術提案書（VE提案書）

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

- イ 受付期間 平成28年5月27日（金）から同年6月15日（水）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年



3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで(受付期間の最終日にあつては、午後4時までとする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。)

(3) 入札参加資格の確認結果及び技術提案書の採否は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿(有効期間が平成29年3月31日までのものに限る。)に建築一式工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書(建設工事)を(2)に掲げる期間内に5に掲げる場所に持参するものとする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。)を付すこと。

#### 8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 10 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も6の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を経た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を経るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。

(8) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(9) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(10) 詳細については入札説明書による。

#### 11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction of a new building: Yamagata Station West Central Facility (name not final)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. June 15, 2016

(3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. July 28, 2016

(4) Contact point for the notice: Prefectural Facility Building and Repairs Office, Construction and Housing Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2763

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格                                                  | 公募戸数 | 区分  | 家賃                  |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|--------------------|-----------------------------------------------------|------|-----|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    |                                                     |      |     | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二ア<br>パート4号 | 山形市鈴川町三<br>丁目17-22 | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>44.4<br>平方メートル | 2    | 一般用 | 12,000              | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 20,300 | 20,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 五十鈴アパ<br>ート1号  | 同 大野目二<br>丁目2-52   | 同                                                   | 1    | 同   | 14,600              | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,900                             |                                    |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円心寺町<br>21-27    | 3DK                                                 | 1    | 同   | 17,800              | 20,500                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300 | 34,900                             |                                    |
| 同 桜町アパー<br>ト1号   | 同 桜町四丁<br>目12-16   | 同                                                   | 1    | 同   | 20,400              | 23,600                             | 26,900                             | 30,400                             | 34,700 | 40,100                             |                                    |
| 同 深町アパー<br>ト1号   | 同 深町一丁<br>目7-39    | 同                                                   | 1    | 同   | 21,700              | 25,100                             | 28,700                             | 32,400                             | 37,000 | 42,700                             |                                    |
| 同 十日町アパ<br>ート    | 同 十日町一<br>丁目7-13   | 同                                                   | 1    | 同   | 29,300              | 33,800                             | 38,700                             | 43,700                             | 49,900 | 57,600                             |                                    |
| 同 土屋倉アパ<br>ート2号  | 同 土屋倉アパ<br>ート3     | 同                                                   | 1    | 同   | 12,700              | 14,600                             | 16,800                             | 18,900                             | 21,600 | 24,900                             |                                    |
| 同 鷲ヶ袋アパ<br>ート1号  | 同 旭町二丁<br>目7-1     | 同                                                   | 1    | 同   | 13,300              | 15,400                             | 17,600                             | 19,800                             | 22,700 | 26,200                             |                                    |
| 同 長清水アパ<br>ート5号  | 同 長清水一<br>丁目10-15  | 同                                                   | 2    | 同   | 21,700              | 25,100                             | 28,700                             | 32,400                             | 37,000 | 42,700                             |                                    |
| 同 長岡アパー<br>ト2号   | 同 長岡アパー<br>ト2-2    | 同                                                   | 1    | 同   | 27,700              | 31,900                             | 36,500                             | 41,200                             | 47,100 | 54,300                             |                                    |
| 同 交り江アパ<br>ート1号  | 同 交り江五<br>丁目10-1   | 同                                                   | 1    | 同   | 17,200              | 19,900                             | 22,800                             | 25,700                             | 29,300 | 33,900                             |                                    |
| 同 天童駅西ア<br>パート2号 | 同 天童駅西二<br>丁目2-30  | 同                                                   | 1    | 同   | 18,300              | 21,100                             | 24,100                             | 27,200                             | 31,100 | 35,900                             |                                    |
| 同 天童駅南ア<br>パート2号 | 同 田鶴町四<br>丁目18-22  | 同                                                   | 1    | 同   | 22,900              | 26,400                             | 30,200                             | 34,100                             | 38,900 | 44,900                             |                                    |
| 同 天童南部ア<br>パート5号 | 同 天童南部三<br>丁目18-5  | 3LDK                                                | 1    | 同   | 29,700              | 34,300                             | 39,300                             | 44,300                             | 50,600 | 58,400                             |                                    |

|                |                               |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|-------------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 芦沢アパー<br>ト   | 東村山郡山辺町<br>大字山辺2084-<br>7     | 2DK | 52.8 | 1 | 同 | 11,100 | 12,800 | 14,600 | 16,500 | 18,900 | 21,800 | 单身可 |
| 同 近江アパー<br>ト1号 | 同 近江1-1                       | 3DK | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 中原アパー<br>ト2号 | 同 中山町<br>大字長崎881-<br>2        | 同   | 69.4 | 1 | 同 | 23,100 | 26,600 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,300 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト   | 同 西村山郡大江町<br>大字藤田264-<br>3    | 同   | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |
| 同              | 同                             | 同   | 59.3 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同 植岡アパー<br>ト   | 同 村山市植岡笛田<br>四丁目6-23          | 同   | 54.6 | 2 | 同 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同 尾花沢アパ<br>ー   | 同 尾花沢市新町一<br>丁目9-36           | 同   | 64.2 | 1 | 同 | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |
| 同 あげぼのア<br>パー  | 同 北村山郡大石田<br>町大字大石田丁<br>277-4 | 同   | 63.7 | 1 | 同 | 18,100 | 20,900 | 23,900 | 26,900 | 30,800 | 35,500 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成28年6月3日から同月9日まで（月曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成28年8月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営東部アパ<br>ート1号  | 鶴岡市朝陽町6<br>-25             | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000 | 27,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |     |
| 同 茅原アパ<br>ート2号  | 同 茅原草<br>見鶴16-1            | 4DK  | 71.5                          | 3    | 同   | 19,400                  | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000 | 38,100                             |                                    |     |
| 同 3号            | 同                          | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000 | 33,500                             |                                    |     |
| 同 未広アパ<br>ート3号  | 同 未広町23<br>-60             | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,100                             | 39,000 | 45,000                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号  | 同 酒田市若宮町二<br>丁目1-1         | 2DK  | 51.2                          | 4    | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,500                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同 1-2                      | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,700                  | 18,100                             | 20,700                             | 23,400                             | 26,700 | 30,800                             |                                    |     |
| 同 川南住宅3<br>号    | 同 1-3                      | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,500                  | 19,000                             | 21,800                             | 24,600                             | 28,100 | 32,400                             |                                    | 単身可 |
| 同               | 同                          | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,500                  | 19,000                             | 21,800                             | 24,600                             | 28,100 | 32,400                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート5号  | 同 1-5                      | 3K   | 55.7                          | 2    | 同   | 17,200                  | 19,800                             | 22,700                             | 25,600                             | 29,300 | 33,800                             |                                    |     |
| 同 こがねアパ<br>ート1号 | 同 こがね町<br>一丁目21-1          | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同   | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,000                             | 29,800 | 34,300                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同 21-11                    | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,800                             | 21,600                             | 24,300                             | 27,800 | 32,100                             |                                    |     |
| 同               | 同                          | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 20,000                  | 23,100                             | 26,400                             | 29,800                             | 34,000 | 39,300                             |                                    |     |
| 同 北新町アパ<br>ート1号 | 同 北新町一<br>丁目1-58           | 3DK  | 64.3                          | 1    | 同   | 23,400                  | 27,000                             | 30,900                             | 34,800                             | 39,800 | 46,000                             |                                    |     |
| 同 余目アパ<br>ート    | 同 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 16,500                  | 19,100                             | 21,800                             | 24,600                             | 28,200 | 32,500                             |                                    |     |

|              |           |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|--------------|-----------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 狩川アパー<br>ト | 同 狩川字山居22 | 同 | 58.0 | 3 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |  |
|--------------|-----------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成28年6月6日から同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

## 5 入居の時期 平成28年8月上旬